

前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略

前橋都市計画事業駒形第一土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略

前橋都市計画事業松並木土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略

前橋都市計画事業二中地区(第三)土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略

前橋都市計画事業元総社蒼海土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略

前橋都市計画事業二中地区(第一)土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(清算金等の分割徴収又は分割交付) 第27条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～11 省略	(清算金等の分割徴収又は分割交付) 第27条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～11 省略

前橋市富士見都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略

前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u> とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第28条 省略 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>年6パーセント</u> とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 3～10 省略

前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(清算金等の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～11 省略</p>	<p>(清算金等の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～11 省略</p>

前橋都市計画事業新前橋駅前第三土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>4～11 省略</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>4～11 省略</p>

前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>4～11 省略</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>4～11 省略</p>